

WEEE (ウィー) & RoHS (ローズ) 指令 (1/2)



欧州連合 (EU) では、電気電子機器の廃棄物が年間600万トン (約20kg/人/年間) 程度有り、その量は毎年5%程度ずつ増加し続けています。このうち90%はそのまま埋め立て又は焼却されています。このため埋立地ではこれらが原因となる鉛が40%、焼却施設の鉛が50%に及んでいることから、社会的な問題になっています。そこで、企業には電気電子機器のリサイクルを義務付け (WEEE指令)、特定化学物質の使用禁止を定める指令 (RoHS指令) が2003年2月に公布されました。

WEEE&RoHS 指令により、2006年7月から電化製品をEUに輸出する際には、製品中に有害物質を含まないようにする必要があります。これに関連する日本の電気電子機器メーカー、メーカーと取引のある部品、素材メーカーにとっては、輸出が規制される重要な指令となります。そのため各企業は、有害物質を使わないグリーン調達に取り組みに拍車が掛かっています。特に、サプライチェーンを適切に管理して調達段階から、有害物質の含有状況を把握できることが重要になります。

1. WEEE 指令 (Waste electrical and electronic equipment) 廃電気電子機器指令

目的：①廃電気電子機器の発生予防が最優先

②廃棄物の処分を減らす為に再使用、リサイクル、及びほかの方法による再生

③電気電子機器のライフサイクルにかかわる生産者、流通業者および消費者の環境パフォーマンスの改善

適用範囲：日本の家電リサイクル法の対象項目は、エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機の5品目ですが、WEEEの対象項目は広範囲となっています。

	カテゴリー	対象商品
1	大型家庭用電気製品	冷蔵庫・洗濯機・電気コンロ・電子レンジ・エアコンなど
2	小型家庭用電気製品	電気掃除機・アイロン・ヘアードライヤーなど
3	IT および遠隔通信機器	パソコン・プリンター・コピー機・ファクス・電話など
4	民生用機器	ラジオ・テレビ・ビデオ・オーディオアンプ・楽器など
5	照明装置	蛍光灯・放電灯・高圧ナトリウムランプなど
6	電動工具	ドリル・のこぎり・ミシン・研磨盤・溶接機など
7	玩具	携帯型ビデオゲーム・ビデオゲーム機など
8	医療用器具	放射線医療機器・心電図測定器・透析機器など
9	監視および制御機器	煙検知器・熱制御機・家庭用または研究用測定機器など
10	自動販売機	ホットドリンク販売機・瓶/缶用自動販売機など

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

WEEE (ウィー) & RoHS (ローズ) 指令 (2/2)



The Knights

2. RoHS 指令 (Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic) 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令

- 目的： ①電気電子機器に含まれる有害物質の使用制限
 ②人の健康の保護および廃電気電子機器の環境に健全な再生と処分

- 適用範囲： ①WEEE 指令の適用範囲 8、9 (1/2 ページ) を除外したもの
 ②健康に関する指令や共同廃棄物管理法を侵さない
- ・ 車載廃電気電子機器は廃自動車指令 (ELV 指令) による
 - ・ 電池は廃電池指令による

予防： ①2006 年 7 月 1 日以降上市する電子電気機器に対して次項の物質を非含有とします。
 閾値は、案として ELV 指令などをベースに 2003 年 5 月頃から試案が出ています。

- ・ カドミウム (Cd) 0.01 %
- ・ 鉛 (Pb) 0.1 %
- ・ 水銀 (Hg) 0.1 %
- ・ 六価クロム (Cr⁶⁺) 0.1 %
- ・ ポリ臭素化ジフェニル (PBB) 0.1 %
- ・ ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE) 0.1 %

②用途による主な除外の対象

水銀	ランプ 1 本当たり 5mg を超えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀
鉛	陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛
	合金成分として、鋼材に含まれる 0.35wt% までの鉛、アルミ材に含まれる 0.4wt% までの鉛、鋼材の 4wt% までの鉛
	高融点はんだに含まれる鉛 (鉛含有率 85% を超えるはず/鉛はんだ合金) 電子セラミック部品に含まれる鉛
カドミウム	危険物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令の制限外の表面処理
六価クロム	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆処理

当社は、国内法に基づいた重金属分析で培った経験と実績があります。

プラスチック類、梱包材、包装材、顔料などに含まれるカドミウム、鉛、水銀、総クロム、六価クロム (試料表面からの溶出試験) についても重金属分析が対応可能です。

WEEE/RoHS 指令に関する分析業務は当社にお任せください。製品分析を通して品質チェック、管理のお手伝いをいたします。

詳しくは、当社 **環境分析部 竹下、五月女 (フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 246、377)** までお気軽にお問い合わせ下さい。

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB 等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

